

五 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（金融機関が営むことができない業務） 第二条の二 令第二条の二第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～四（略） （削る） 五・六（略） 2（略）</p>	<p>（金融機関が営むことができない業務） 第二条の二 令第二条の二第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～四（略） 五 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第二項に規定する投資顧問業に該当する業務 六・七（略） 2（略）</p>